富士白苑大磯コーポの運営規程

＜特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入居者生活介護事業者＞

（事業目的）

第１条　　社会福祉法人富士白苑が開設する富士白苑大磯コーポ（以下「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理者に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第２条　　事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

２　　事業の実施に当っては、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

1 名称　　富士白苑大磯コーポ

2 所在地　　神奈川県中郡大磯町東町 3-17-7

3 特定施設の類型　　混合型

（職員の種類・員数・及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

１　施設長　　１名

施設長は職員を統括し、施設全体の維持・管理を行います。

２　生活相談員　　２名

入居者の生活に関する諸問題に対する相談をお受けします。

３　事務員　　１名

事務員は経理及び入居者に関する諸事務を速やかに行います。

４　医　師　　１名（嘱託）

嘱託医師は入居者の健康管理のため　週１回医務室において診療を行うと共に適切なアドバイスを行います。

５　機能訓練指導員　　１名（非常勤１名）

機能訓練指導員は機能訓練及び機能減退防止訓練に関する指導助言を行います。

6　**看護職員**　　４名（内非常勤２名）

看護職員は常に入居者の健康状態を把握し、医師の指示により施設長と協議し、入居者の服薬の管理及び健康管理の増進を図ります。

7　**介護職員**　　９名（内非常勤４名）

介護職員は入居者が日常生活に必要な介護を行います。

8　**介助員**　　１名（非常勤）

直接的な身体介護以外の入居者の生活支援を行います。

9　**計画作成担当**　　１名（非常勤）

要支援者・介護者の介護計画の管理を行います。

10　**栄養士**　　１名

栄養士は食事の献立及び調理員への指示を行います。

11　**調理員**　　５名（内非常勤１名）

調理員は栄養士の指示により、衛生に留意し、調理を行います。

12　**管理員**　　３名（非常勤）

管理員は施設内の点検を行うとともにこれらの清掃に勤めます。

13　**夜間警備員**　　３名（非常勤）

夜間警備員は夜間の諸施設とその周辺の警備に勤めます。

（利用定員及び居室数）

第５条　　利用定員９６人　　居室数４８室

（指定特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　　指定特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業の内容の詳細については「介護サービス等一覧表」のとおりとします。

介護を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とします。

２　　その都度徴収するサービスについても「介護サービス一覧表」のとおりとします。病院への移送サービスは大磯、平塚を超える場合は、業者に実費自己負担なります。施設との協力美容師の理美容を利用する場合は、直接業者に実費をお支払いいただきます。

３　　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は身元保証人に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

（施設利用に当っての留意事項）

第７条　　留意事項は「富士白苑大磯コーポ及び管理規程」のとおりとします。

（緊急時等における対応方法）

第８条　　職員は、介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡をする等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければなりません。

（虐待防止に関する事項）

第９条　　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（非常災害対策）

第 10 条　　緊急の場合は、大磯消防署に連絡をし、消防署の協力のもとに通常行っている非難訓練に基づき、入居者を安全な場所に誘導します。

災害対策計画については「消防計画」「地震防災応急計画」のとおりとします。

（その他運営に関する重要事項）

第 11 条　　事業所は、職員の質的向上を図るためにセクションごとに、介護職員会議、厨房会議を月に１回行います。

①採用時研修　　採用後３か月以内

②継続研修　　年１２回

２　　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

３　　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員と雇用契約の内容に含むものとする。

４　　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人富士白苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付　則

この規程は平成 29 年 7 月 1 日より施行する

この規程は平成 30 年 6 月 1 日より施行する

この規程は令和 2 年 10 月 1 日より施行する

この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する

この規程は令和 3 年 8 月 1 日より施行する

この規程は令和 4 年 1 月 1 日より施行する

この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する

この規定は令和 8 年 9 月 1 日より施行する